

1 登録業者の状況

●登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

| 年 度 | 14年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東京都 | 6,983 | 556 | 549 | 544 | 570 | 564 |
| 全国 | 26,281 | 1,770 | 1,716 | 1,647 | 1,638 | 1,581 |
| 都道府県知事登録 | 25,352 | 1,485 | 1,435 | 1,372 | 1,367 | 1,313 |
| 財務局登録 ※ | 929 | 285 | 281 | 275 | 271 | 268 |

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

2 行政処分状況

●行政処分の種類別件数の推移

単位:件

| 年 度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------|------|------|-----|-----|-----|
| 登録取消し処分 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 違反情状の特に重いもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欠格条項に該当するもの | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 所在不明によるもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 業務停止処分 ※1 | 4 | 7 | 3 | 2 | 0 |
| 業務改善命令 ※2 | 12 | 7 | 4 | 1 | 1 |
| 行政処分総件数 | 16 | 14 | 8 | 3 | 1 |

※1 業務停止処分は、帳簿の備付け義務違反、取立て行為の規制違反などに対するもの

※2 業務改善命令は、利息・保証料等に係る制限等の義務違反などに対するもの

3 苦情・相談の状況

●苦情・相談件数の推移

単位:件

| 年 度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 苦情・相談件数 | 2,628 | 1,877 | 1,477 | 1,172 | 763 |

●苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 197件 (うち、無登録(ヤミ金)と判明したもの169件)
- ・保証金詐欺 18件
- ・契約内容 13件
- ・取立て行為 9件
- ・金利に関するもの 8件
- ・広告・勧誘(詐欺以外) 7件

電話による相談事例（ヤミ金融に関するもの）

（事例1）

- ・ 経営している店舗に融資を勧誘するファックスが届きました。融資をお願いしようと思いい業者に電話しました。業者の担当者が「融資するには信用を確認するので、先に預託金を入れてください。また、事務手数料を振り込んでください。」と言うので、指示されるまま指定された口座に預託金名目で65万円、事務手数料名目で30万円を振り込みました。すると、預託金が不足しているのでさらに預託金を振り込んでほしいと連絡がきました。

この業者は大丈夫でしょうか。

（女性、年齢不詳、自営業）

（事例2）

- ・ 事業資金が必要になり、ネットで検索したファクタリングの会社と契約を結びました。保証金として35万円振り込めば、当日の15時までに会社の口座に500万円振り込んでくれるということでしたが、いまだに振り込みがありません。

（事例3）

- ・ 身に覚えのない業者から突然100万円が自分の口座に振り込まれました。業者に電話して90万円は指定された口座に振り込んで返却しましたが、残り10万円を直接自宅に取りに来ると言っています。どうすればよいのでしょうか。

（男性、年齢・職業不詳）

（事例4）

- ・ 私の主人は自営業です。先日、主人が売掛ファクタリングで500万円を借りましたが、その時20万円の手数料を差し引いた480万円を受け取りました。その後、その業者から連絡があり、あと120万円支払わなければ内容証明を送りますと言われたのですが、どうしたらよいのでしょうか。

（女性、年齢不詳、無職）

（事例5）

- ・ お金を簡単に貸してくれる業者をウェブサイトで探し連絡したところ、クレジットカード2枚とその暗証番号を書いて送れば、口座に10万円振り込むと言うのでそのようにしましたが、お金が振り込まれません。

（男性、年齢不詳・パート）

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。
（03-5320-4775）